

# 岡崎市地球温暖化対策実行計画

## 【事務事業編】

第6期：令和8年度～令和12年度



令和8年3月

岡 崎 市

# 目次

I	背景	- 1 -
1	地球温暖化と気候変動の関係	- 1 -
2	地球温暖化対策を巡る国際的な動向	- 1 -
3	地球温暖化対策を巡る国内の動向	- 1 -
4	本市のこれまでの取組	- 4 -
II	基本的事項	- 5 -
1	目的	- 5 -
2	対象とする範囲	- 5 -
3	対象とする温室効果ガス	- 5 -
4	計画期間	- 6 -
5	上位計画及び関連計画との位置づけ	- 6 -
III	温室効果ガスの排出状況	- 7 -
1	第5期温室効果ガス総排出量の推移	- 7 -
2	非エネルギー部門 「廃棄物の焼却による温室効果ガスの排出量」の推移	- 8 -
3	業務その他部門 「廃棄物の焼却を除く温室効果ガスの排出量」の推移	- 10 -
IV	温室効果ガスの排出削減目標	- 12 -
1	目標設定の考え方	- 12 -
2	温室効果ガスの削減目標	- 12 -
V	目標達成に向けた取組	- 13 -
1	取組の基本方針	- 13 -
2	主な取組とプロジェクト区分	- 13 -
3	取組の内容	- 15 -
(1)	再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた取組	- 15 -
(2)	建築物の建築・管理等に当たった取組	- 16 -
(3)	サービスの購入・使用に当たった取組	- 18 -
(4)	その他の事務事業に当たった温室効果ガス排出の削減等への配慮	- 20 -
(5)	温室効果ガス排出量削減につながる勤務体制の推進・職員研修等	- 20 -
(6)	目標達成のための措置の補完策	- 21 -
VI	進捗管理体制と進捗状況の公表	- 21 -
1	推進体制	- 21 -
2	公表	- 22 -
3	計画の見直し	- 22 -

# I 背景

## 1 地球温暖化と気候変動の関係

地球温暖化の問題は、予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、重要な環境問題の一つとされています。

2021年（令和3年）8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

## 2 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年（平成27年）11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

このパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国（いわゆる先進国）と非附属書I国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際的な枠組みとして画期的なものとされています。

2018年（平成30年）に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO<sub>2</sub>排出量を2050年（令和32年）頃に実質ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年（令和32年）までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

## 3 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年（令和2年）10月、我が国は、2050年（令和32年）までに、温室効果ガスの排出量を日本全体として実質ゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年（令和3年）4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度（令和12年度）の温室効果ガスの削減目標を2013年度（平成

25年度)比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、2021年(令和3年)6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和3年法律第54号)では、2050年(令和32年)までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、2021年(令和3年)6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策(屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネ、再エネ電気調達、更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等)を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置付けられています。

2025年(令和7)2月には、新たに国の地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、2050年ネット・ゼロの実現や、我が国の温室効果ガス削減目標として「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。また、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す」という新たな削減目標が位置付けられました。同計画においては、二酸化炭素以外の温室効果ガスの削減を含め、各目標の実現に向けた対策・施策を記載し、地球温暖化対策の推進に向けた地方公共団体の役割についても明記されています。

2025年(令和7年)2月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画(政府実行計画)の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標をこれまでの2030年度(令和12年度)までに50%削減(2013年度比)に加え、2035年度(令和17年度)までに65%削減、2040年度までに79%削減することも目標として新たに掲げられ、その目標達成に向け、引き続き太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

また、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画の策定率を2025年度(令和7年度)までに95%、2030年度(令和12年度)までに100%とすることを目指しています。

なお、「2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、2019年(令和元年)9月時点ではわずか4地方公共団体でしたが、2024年(令和6年)12月末時点においては1,127地方公共団体と加速度的に増加しています。

表 1：地球温暖化対策計画における 2030 年度及び 2040 年度の温室効果ガス別その他の区分ごとの目標及びエネルギー起源二酸化炭素の部門別の排出量の目安

	2013年度実績	2030年度（2013年度比）※1	2040年度（2013年度比）※2
温室効果ガス排出量・吸収量	1,407	760（▲46%※3）	380（▲73%）
エネルギー起源CO <sub>2</sub>	1,235	677（▲45%）	約360～370（▲70～71%）
産業部門	463	289（▲38%）	約180～200（▲57～61%）
業務その他部門	235	115（▲51%）	約40～50（▲79～83%）
家庭部門	209	71（▲66%）	約40～60（▲71～81%）
運輸部門	224	146（▲35%）	約40～80（▲64～82%）
エネルギー転換部門	106	56（▲47%）	約10～20（▲81～91%）
非エネルギー起源CO <sub>2</sub>	82	70.0（▲15%）	約59（▲29%）
メタン（CH <sub>4</sub> ）	33	29.1（▲11%）	約25（▲25%）
一酸化二窒素（N <sub>2</sub> O）	20	16.5（▲17%）	約14（▲31%）
代替フロン等4ガス	37	20.9（▲44%）	約11（▲72%）
吸収源	-	▲47.7（-）	▲約84（-）※4
二国間クレジット制度（JCM）	-	官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO <sub>2</sub> 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。	官民連携で2040年度までの累積で2億t-CO <sub>2</sub> 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国NDC達成のために適切にカウントする。

単位：100万 t-CO<sub>2</sub>、括弧内は2013年度比の削減率

※1 2030 年度（令和 12 年度）のエネルギー起源二酸化炭素の各部門は目安の値。

※2 2040 年度（令和 22 年度）のエネルギー起源二酸化炭素及び各部門については、2040 年度（令和 22 年度）エネルギー需給見通しを作成する際に実施した複数のシナリオ分析に基づく 2040 年度（令和 22 年度）の最終エネルギー消費量等を基に算出したもの。

※3 さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。

※4 2040 年度（令和 22 年度）における吸収量は、地球温暖化対策計画第 3 章第 2 節 3.（1）に記載する新たな森林吸収量の算定方法を適用した場合に見込まれる数値。

出典：環境省（2025）「地球温暖化対策計画の概要」

<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/250218.html>>

## 4 本市のこれまでの取組

本市はこれまで2001年（平成13年）に、岡崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編、以下「岡崎市事務事業編」という。）を策定し、温室効果ガス排出量の削減・抑制及び省エネ・省資源等の取組を推進してきました。

表2：本市の取組

年	内容
1999年	「エコオフィスプラン岡崎」策定
2000年	ISO14001 認証取得
2001年	「岡崎市地球温暖化対策推進実行計画」策定（事務事業編 第1期）
2006年	「岡崎市地球温暖化対策推進実行計画（エコオフィス・エコショップ 岡崎）」改訂（事務事業編 第2期）
2009年	岡崎市域温室効果ガス排出量推計 ISO14001 自己宣言方式に変更
2010年	「岡崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」策定
2011年	「岡崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」改訂（事務事業編 第3期）
2016年	「岡崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」改訂（事務事業編 第4期）
2018年	「岡崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」改訂
2020年	ゼロカーボンシティを目指すことを表明
2021年	「岡崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」改訂（事務事業編 第5期） 「ゼロカーボンシティ推進本部」を設置 「ゼロカーボンシティ推進室」を新設
2022年	「ゼロカーボンシティ推進課」を新設 環境省の脱炭素先行地域づくり事業に採択される 「岡崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」改訂 「岡崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」改訂（事務事業編 第5期）
2023年	環境省の重点対策加速化事業に採択される
2024年	岡崎市脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例制定

## II 基本的事項

### I 目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）第21条第1項の規定に基づき、国の地球温暖化対策計画に即して、本市が実施する事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化等の取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。この計画の推進に当たっては、地球温暖化対策を核とした取組を積極的に進めるとともに、森林の保全や災害時のレジリエンス強化等、他の行政施策の推進にも寄与することを目指します。また、本計画の実施に当たっては、本市が率先して温室効果ガスの排出削減に取り組むことで、市内の事業者や市民の規範となるよう努めます。

### 2 対象とする範囲

本計画は、出先機関等を含めた本市が管轄する組織及び施設等における全ての事務及び事業並びに指定管理者制度及びPFI（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）による管理施設において、温室効果ガスの排出量を自ら管理できる範囲を対象とします。

ただし、外部への委託等による事務及び事業は対象外とし、温室効果ガス削減に向けた配慮を要請していくものとします。

### 3 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法が対象としている7種類の温室効果ガスのうち、本市の事務及び事業に該当しないものや対象とすることが適当でないもの※1を除き、以下のとおりとします。

※1 パーフフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF<sub>6</sub>）、三ふっ化窒素（NF<sub>3</sub>）は対象外とする。

表3：対象とする温室効果ガス

温室効果ガス	二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	メタン (CH <sub>4</sub> )	一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	ハイドロフルオカーボン (HFC)
電気の使用（自家発電を除く）	○			
燃料の使用（全般）	○			
▶ ボイラー		○	○	
▶ ガス・ガソリン機関		○	○	
▶ ディーゼル機関			○	
▶ 家庭用機器		○	○	
公用車の走行		○	○	
し尿処理（浄化槽による処理を含む）		○	○	
廃棄物の焼却	○	○	○	
カーエアコンの使用・廃棄				○

## 4 計画期間

本計画が対象とする計画期間（第6期）は、2030年度（令和12年度）までの目標達成に向けた取組を進めていくことを踏まえ、2026年度（令和8年度）から2030年度末（令和12年度末）までとします。

表4：第6期の計画期間

項目	年度								
	2013	…	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
期間中の事項	基準年度		改定年度	計画開始				目標年度	
計画期間				→					

## 5 上位計画及び関連計画との位置づけ

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）として策定します。また、「地球温暖化対策計画」、「岡崎市環境基本計画」、「岡崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に掲げている地球温暖化対策の取組を具体化し、市の事務及び事業から排出される温室効果ガスを削減するための計画です。

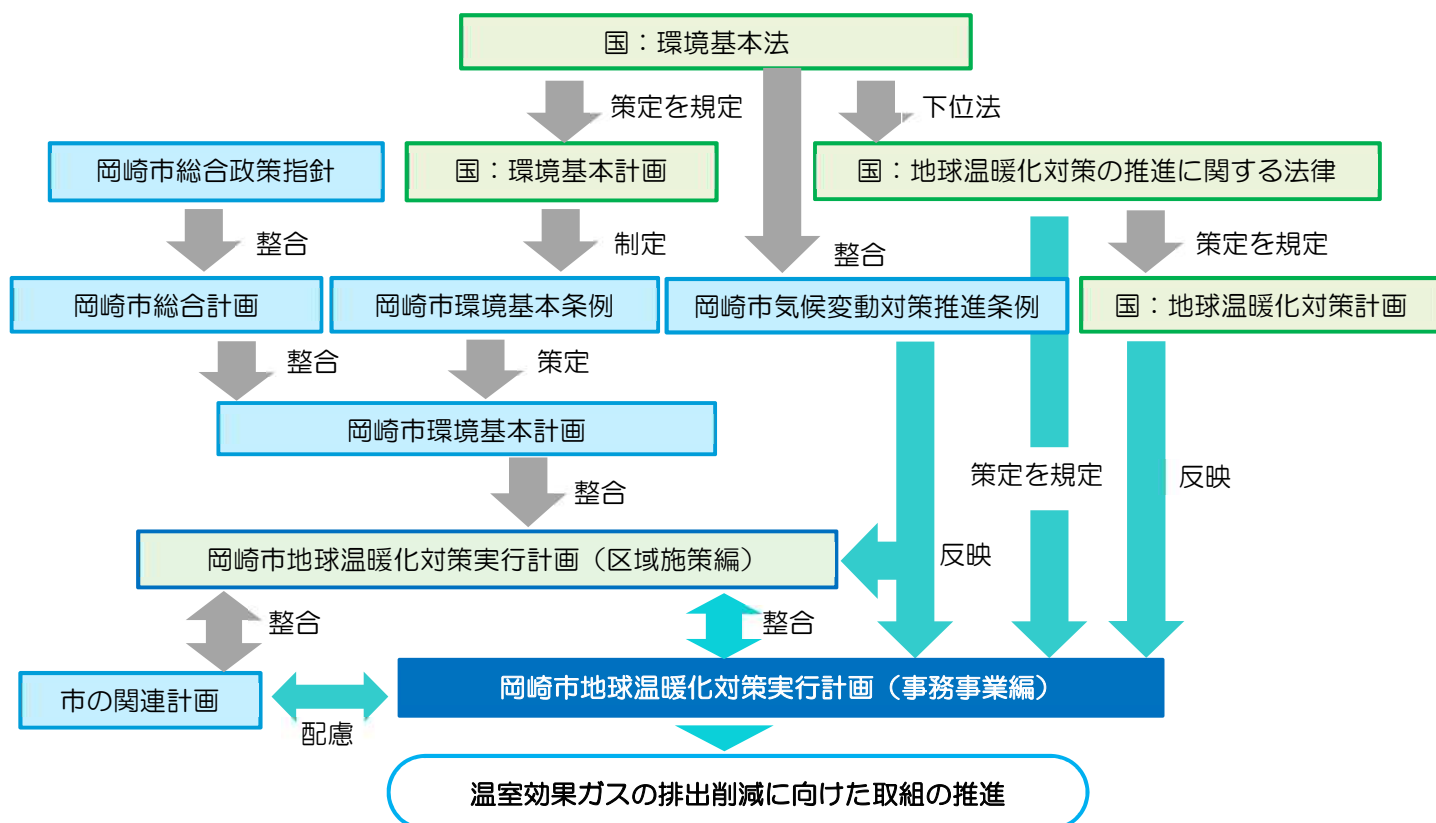


図1：岡崎市事務事業編の位置付け

### Ⅲ 温室効果ガスの排出状況

岡崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）第5期（以下、第5期計画という）の計画期間は2021年度（令和3年度）から2025年度（令和7年度）まででした。その目標年度である2025年度（令和7年度）の温室効果ガス排出状況の結果は、2026年度（令和8年度）に算定し公表を行います。そのため、温室効果ガスの排出状況については公表済みの算定結果である2024年度（令和6年度）までの排出状況に基づき考察します。

#### Ⅰ 第5期温室効果ガス総排出量の推移

本市の事務及び事業に伴う温室効果ガスの総排出量は、基準年度である2013年度（平成25年度）において、115,838 t-CO<sub>2</sub>となっており、過去からの推移を見ると第5期計画の期間中において減少傾向となっています。

また、2024年度（令和6年度）における温室効果ガスの総排出量は77,654 t-CO<sub>2</sub>であり、基準年度比で32.96%の削減をすることができました。これは第5期計画の目標年度である2025年度（令和7年度）の削減目標88,759 t-CO<sub>2</sub>よりも11,105 t-CO<sub>2</sub>少なくなっており目標を達成している水準となりました。

さらに、第5期計画において、岡崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下「岡崎市区域施策編」という。）を参考に設定した2030年度（令和12年度）の数値目標78,603 t-CO<sub>2</sub>についても達成しています。

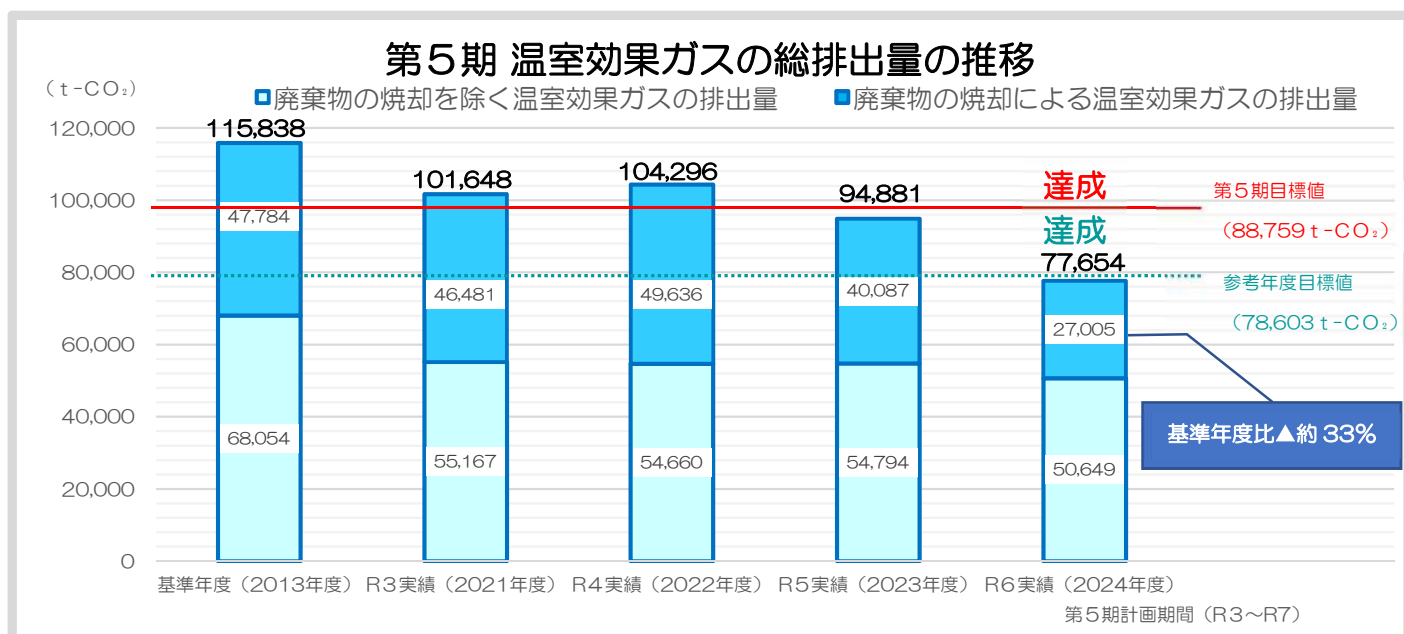


図2：第5期温室効果ガスの総排出量の推移

一方で、第5期計画における温室効果ガスの総排出量のうち、部門別で掲げる削減目標においては、非エネルギー部門※2に分類される「廃棄物の焼却による温室効果ガスの排出量」は達成しましたが、業務その他部門※3に分類される「廃棄物の焼却を除く温室効果ガスの排出量」は未達成となりました。

※2 廃棄物焼却場における化石燃料由来のプラスチック類の焼却等に伴う排出。

※3 事務所・ビル、商業・サービス施設のほか、他のいずれの最終エネルギー消費部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出。

表5：第5期温室効果ガスの総排出量の削減状況

項目	基準年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	目標年度	参考年度
	2013 年度					2025 年度	2030 年度
温室効果ガス総 排出量 (合計①+②)	115,838 t-CO <sub>2</sub>	101,648 t-CO <sub>2</sub>	104,296 t-CO <sub>2</sub>	94,881 t-CO <sub>2</sub>	77,654 t-CO <sub>2</sub>	88,759 t-CO <sub>2</sub>	78,603 t-CO <sub>2</sub>
	削減率	12.25%	9.96%	18.09%	32.96%	23%	32%
①廃棄物の焼却 による温室効果 ガス排出量 (非エネルギー 部門)	47,784 t-CO <sub>2</sub>	46,481 t-CO <sub>2</sub>	49,636 t-CO <sub>2</sub>	40,087 t-CO <sub>2</sub>	27,005 t-CO <sub>2</sub>	43,006 t-CO <sub>2</sub>	40,616 t-CO <sub>2</sub>
	削減率	2.73%	▲3.88%	16.11%	43.49%	10%	15%
②廃棄物の焼却 を除く温室効果 ガス排出量 (業務その他部 門)	68,054 t-CO <sub>2</sub>	55,167 t-CO <sub>2</sub>	54,660 t-CO <sub>2</sub>	54,794 t-CO <sub>2</sub>	50,649 t-CO <sub>2</sub>	45,753 t-CO <sub>2</sub>	37,987 t-CO <sub>2</sub>
	削減率	18.94%	19.68%	19.48%	25.58%	33%	44%

## 2 非エネルギー部門

### 「廃棄物の焼却による温室効果ガスの排出量」の推移

本市の事務及び事業に伴う「廃棄物の焼却による温室効果ガスの排出量」は基準年度である2013年度（平成25年度）において、47,784 t-CO<sub>2</sub>となっており、過去からの推移を見ると第5期計画においては2022年度（令和4年度）に約4%増加したものの、その後減少傾向となっています。2022年度（令和4年度）における主な増加要因は、焼却する廃棄物の処分量のうち、石油由来の化石燃料を原料とし、焼却時に二酸化炭素を大量に排出

するプラスチック系のごみ類の比率（「廃棄物処理施設における固定価格買取制度（FIT制度）ガイドブック」に準じた組成分析に基づき毎年算出。）が増加したためと推測されます。

2024年度（令和6年度）における「廃棄物の焼却による温室効果ガスの排出量」は27,005 t-CO<sub>2</sub>であり、基準年度比で43.49%の削減をすることができました。第5期計画の目標年度である2025年度（令和7年度）の削減目標43,006 t-CO<sub>2</sub>よりも16,001 t-CO<sub>2</sub>少なくなっており目標を達成している水準となりました。

さらに、第5期計画において、岡崎市区域施策編を参考に設定した2030年度（令和12年度）の数値目標40,616 t-CO<sub>2</sub>についても達成しています。

このような著しい削減効果を得ることができた主な要因としては、焼却する廃棄物の処分量が大幅に減少したこと、さらにプラスチック系の廃棄物の比率が減少したことが推測されます。「廃棄物の焼却による温室効果ガスの排出量」は、本市の事務及び事業から排出されるものに限らず、家庭から排出される一般廃棄物のほか事業系一般廃棄物等の焼却により排出されるものが多くを占めるため、本市の自助努力のみにより削減が進むものではありません。そこで本市では、プラスチック資源循環促進法の施行を契機に、2024年（令和6年）に家庭から排出される一般廃棄物の分別内容を変更し、資源物として回収する「紙類」と「プラスチック類」の対象を拡大することで、処理すべき廃棄物の量を削減し、資源循環の促進と温室効果ガスの削減に取り組みました。引き続き、ごみの分別など、ごみの減量及びリサイクルの推進に関する情報発信及び啓発を充実させていくことが重要です。

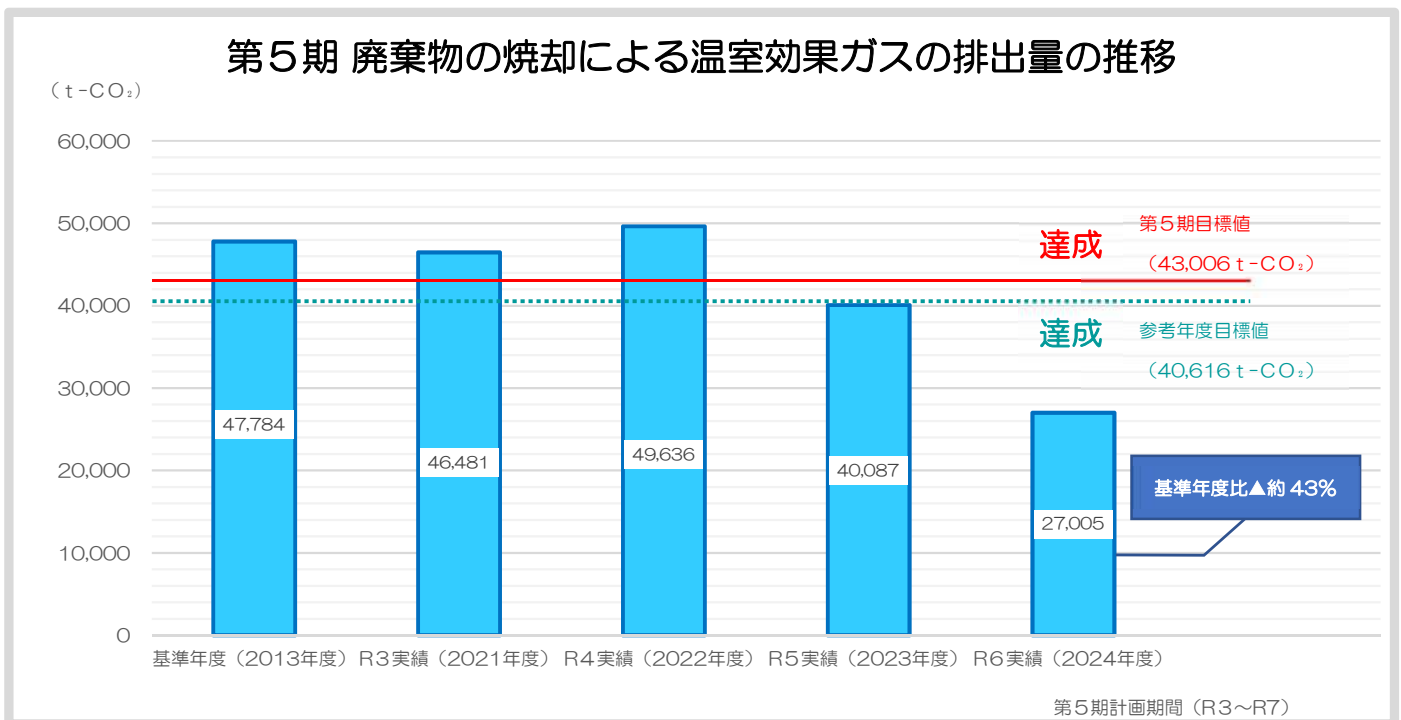


図3：第5期廃棄物の焼却による温室効果ガスの排出量の推移

### 3 業務その他部門

#### 「廃棄物の焼却を除く温室効果ガスの排出量」の推移

本市の事務及び事業に伴う「廃棄物の焼却を除く温室効果ガスの排出量」は基準年度である2013年度（平成25年度）において、68,054 t-CO<sub>2</sub>となっており、過去からの推移を見ると第5期計画においては2023年度（令和5年度）に約0.2%増加したものの、基準年度の値を上回ることなく減少傾向となっています。2023年度（令和5年度）における主な増加要因としては、同年は日本の年平均気温が過去最高を記録し翌年には気候変動適応法が改正される等、気候変動による影響が見受けられ、公共施設等で使用するガス式空調設備などの利用において燃料の使用量が増大したことが推測されます。

2024年度（令和6年度）における「廃棄物の焼却を除く温室効果ガスの排出量」は50,649 t-CO<sub>2</sub>であり、基準年度比で25.58%の削減をすることができました。一方で、第5期計画の目標年度である2025年度（令和7年度）の削減目標45,753 t-CO<sub>2</sub>の達成には、あと4,896 t-CO<sub>2</sub>削減する必要があると、取組の強化が必要となっています。

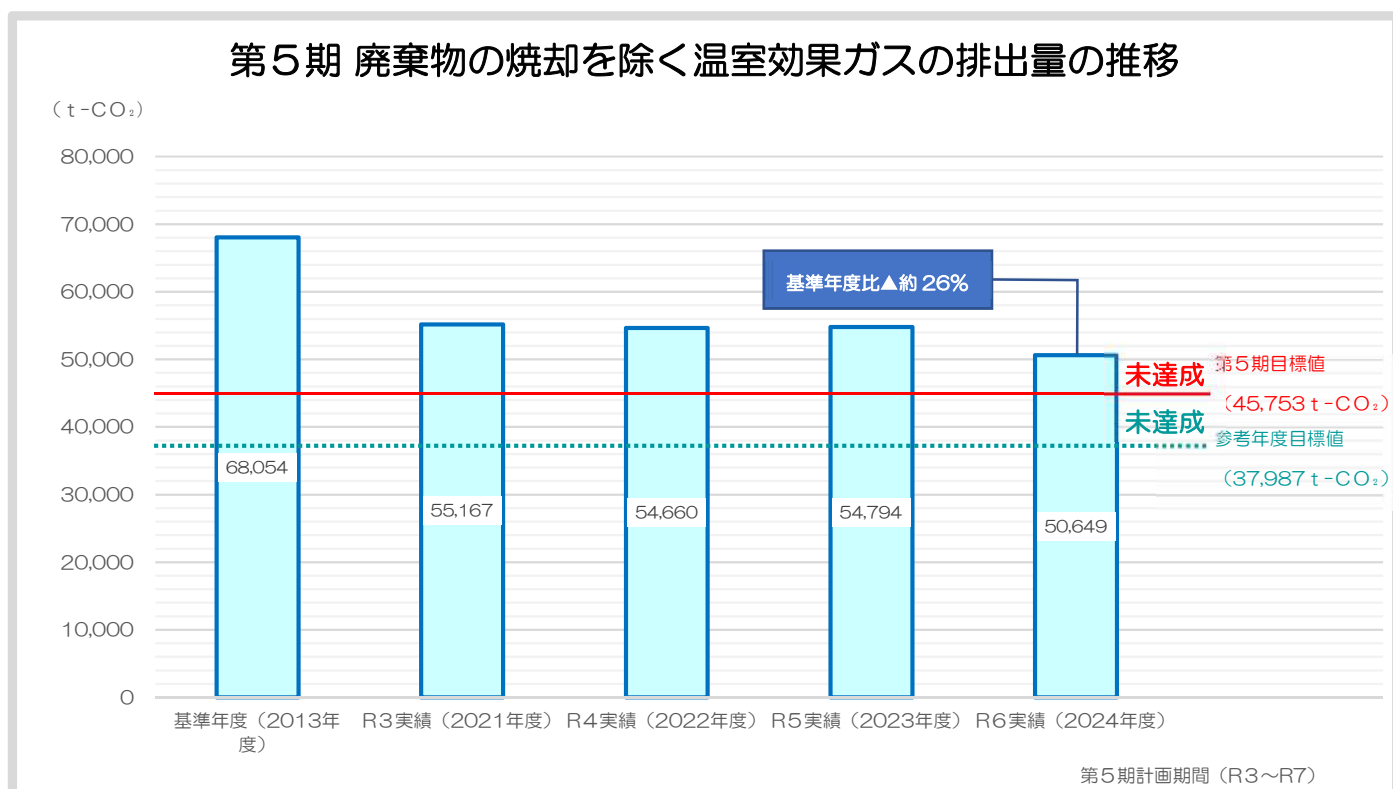


図4：第5期廃棄物の焼却を除く温室効果ガスの排出量の推移

「廃棄物の焼却を除く温室効果ガスの排出量」の内訳については図5のとおりとなっています。廃棄物を焼却する際、ごみを高温で溶融させるための熱源としてコークスを使用しますが、その使用に伴う温室効果ガスの排出量については、基準年度比で約29%削減す

ることができ減少傾向にあります。焼却する廃棄物の処分量が大幅に減少したことによるものと推測され、「廃棄物の焼却による温室効果ガスの排出量」の減少と相関関係にあると言えます。

「電気の使用に伴う温室効果ガスの排出量」については、基準年度比で約36%削減することができ減少傾向にあります。これは、温室効果ガスの排出における増加要因と減少要因が拮抗した結果、全体として微減していると推測されます。主な増加要因としては、公共施設等に設置される電気設備や機器等の経年劣化に伴うエネルギー消費量の増大、アフターコロナに伴う施設稼働率の増大や、地球温暖化による気候変動等の影響による電気式空調設備の導入や利用期間が増加したことが推測されます。一方で減少要因としては、公共施設等の保全改修における高効率機器の導入や、照明のLED化を実施したことによるエネルギー消費量の削減、(株)岡崎さくら電力から調達する電力のCO<sub>2</sub>排出係数が低くなったことによるものと推測されます。

「燃料の使用に伴う温室効果ガスの排出量」については、基準年度比で約7%増加しており、特に冬期における暖房期間の長期化や頻度が増加したことに伴い、ストーブやガス式空調設備の燃料である灯油や都市ガスの使用量が増大したことが推測されます。

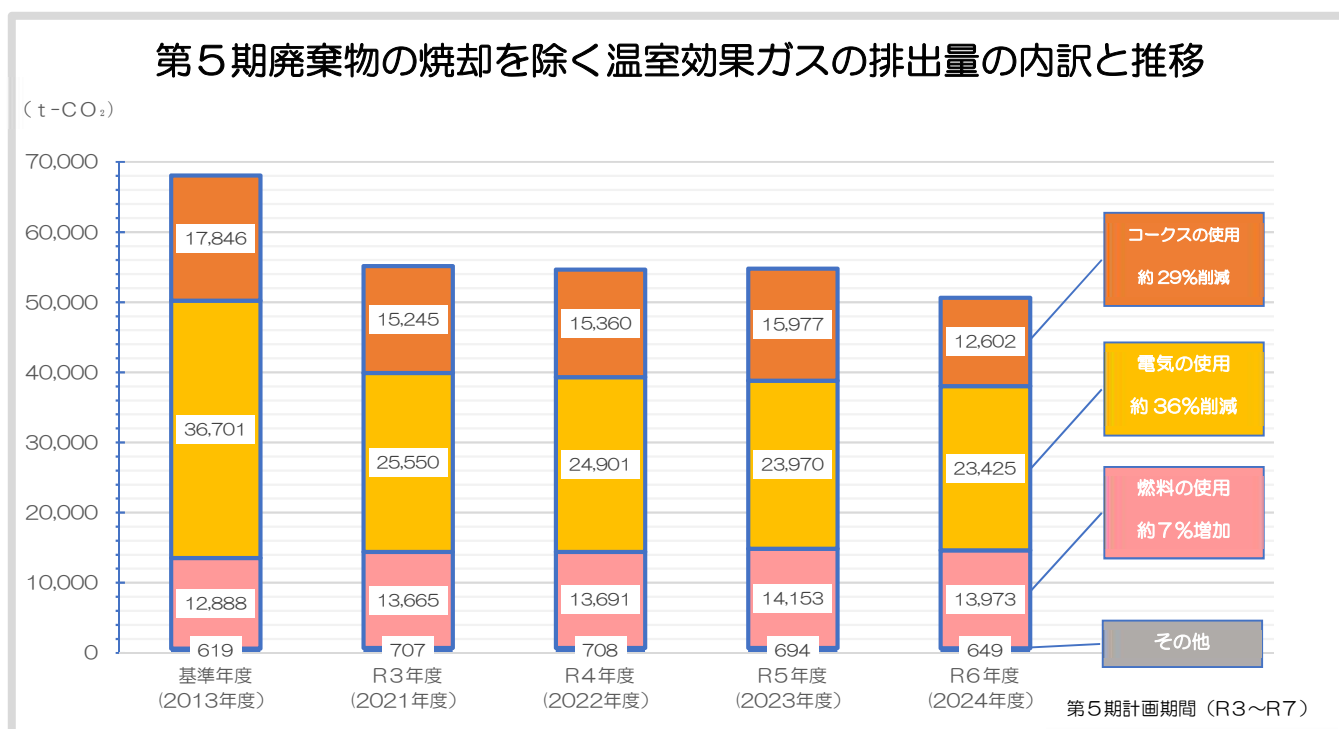


図5：第5期廃棄物の焼却を除く温室効果ガスの排出量の内訳と推移

## IV 温室効果ガスの排出削減目標

### 1 目標設定の考え方

本計画においては、国の地球温暖化対策計画や政府実行計画の指針に準じて、目標年度である2030年度（令和12年度）までに、温室効果ガスの総排出量を基準年度比で50%（目標値：57,919 t-CO<sub>2</sub>）削減することを掲げます。

また、本目標の達成に向け、排出源の特性に応じた効果的な施策を推進するため、「廃棄物の焼却による温室効果ガスの排出量」と、「廃棄物の焼却を除く温室効果ガスの排出量」を区分して管理・設定するものとします。

### 2 温室効果ガスの削減目標

「廃棄物の焼却による温室効果ガスの排出量」については、廃棄物量の予測に比例します。そこで、直近の廃棄物量の実績値や今後の見込み等について推計した結果や、本市のごみ処理基本計画とも整合性を図り、目標年度である2030年度（令和12年度）までに、基準年度比で46.34%（目標値：25,639 t-CO<sub>2</sub>）削減することとします。

そのため「廃棄物の焼却を除く温室効果ガスの排出量」については、目標年度に掲げる温室効果ガスの総排出量から「廃棄物の焼却による温室効果ガスの排出量」を除いた排出量とし、基準年度比で52.57%（目標値：32,280 t-CO<sub>2</sub>）削減することを目指します。

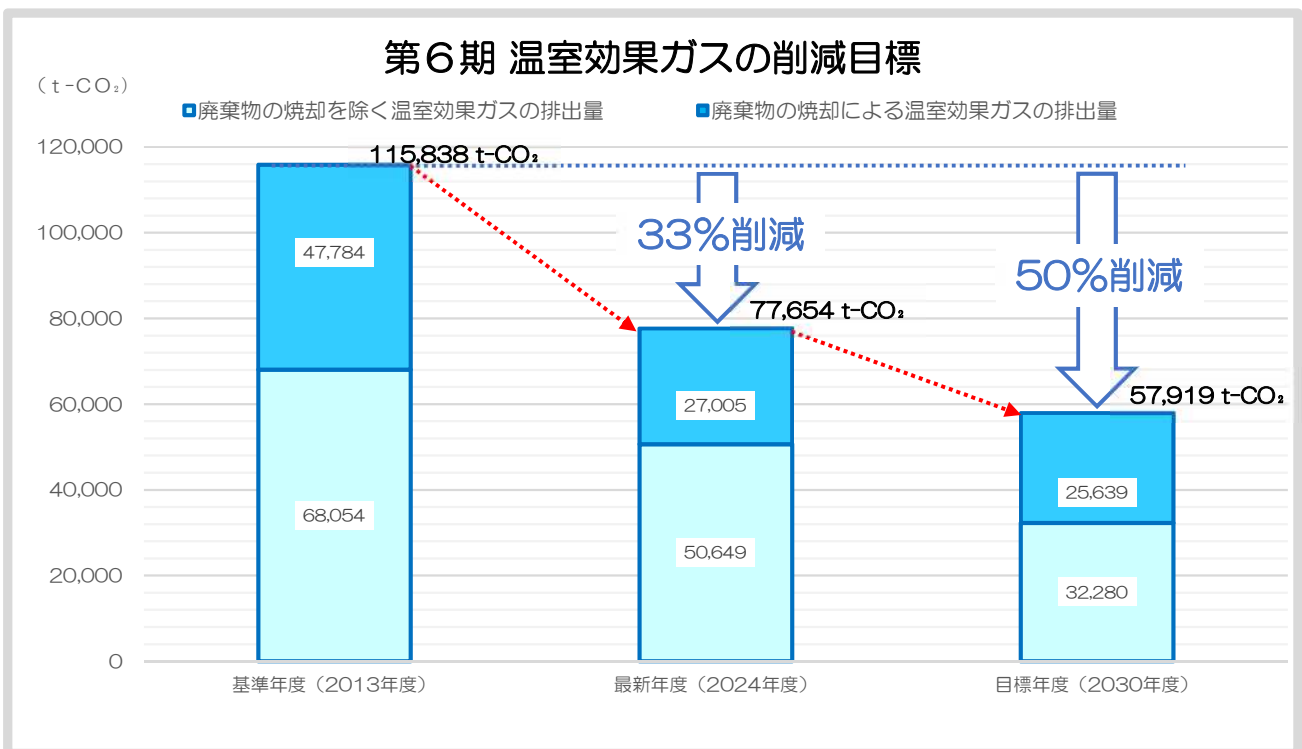


図6：第6期温室効果ガスの削減目標

## V 目標達成に向けた取組

### I 取組の基本方針

本市の事務及び事業における温室効果ガスの排出量の削減と目標達成に向け、国の示す脱炭素化の方向性を見据えながら全庁的に取組を推進します。特に本市は今後、人口減少期を迎え、財政的に一層厳しい状況となっていくことが予測されます。そのため、国の施策との整合性を図りつつ、経済的合理性に配慮し、削減策の継続性を確保することが必要です。

そこで、各施策の検討においては、温室効果ガスの排出削減効果や脱炭素効果に加え、初期費用（イニシャルコスト）と維持費用（ランニングコスト）の低減を図り、また市民や事業者の規範となる施策についても優先的に取り組むことで、地域全体への波及効果を期待し、人口動態や社会動向の変化にも柔軟に対応できるよう最大限努めます。

### 2 主な取組とプロジェクト区分

実施する取組は、費用対効果や継続性、地域特性への適合性を考慮した上で以下の3つに分類し、戦略的な推進を図ります。

#### (1) 重点プロジェクト（重点PJ）

環境負荷の低減に加え、他の行政課題の解決や地域経済の活性化にも資する施策、または市内の事業者や市民の規範となる先進的な取組を、本市が優先して目指すプロジェクトとして掲げます。

#### (2) 連携・検討プロジェクト（連携・検討PJ）

国が推進する本市の事務及び事業における温室効果ガスの削減に関連性の高い取組のうち、導入の難易度や費用対効果等を慎重に検討し、段階的な実施を目指すプロジェクトとして掲げます。

#### (3) 将来課題プロジェクト（将来PJ）

現在は技術的・財政的等の理由により導入が困難であるものの、国の動向や技術革新を注視し、将来的な重要性を踏まえた情報収集を継続します。あわせて、社会情勢の変化に応じ、速やかな導入に向けた検討に努めるものとしします。

これらのプロジェクトの推進に当たっては、国の補助制度等の活用を積極的に検討し、実効性がある場合には、必要な予算や人員を集中配分することで、最大限の削減効果の実現を目指します。

表 6：目標達成に向けた取組

再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた取組	
重点PJ	太陽光発電・蓄電池の最大限の導入
連携検討PJ	再生可能エネルギー熱の活用
将来課題PJ	ペロブスカイト太陽電池の率先導入
建築物の建築・管理等に当たっての取組	
重点PJ	建築物における省エネルギー対策の徹底
連携検討PJ	建築物の建築等に当たっての環境配慮の実施
将来課題PJ	新しい技術の率先的導入など 2050 年ネット・ゼロを見据えた取組
サービスの購入・使用に当たっての取組	
重点PJ	電動車の導入・使用
連携検討PJ	高効率空調機器の導入・使用
連携検討PJ	高効率照明機器(LED 照明)の導入・使用
連携検討PJ	省エネルギー型機器の導入・使用
連携検討PJ	その他の取組
その他の事務事業に当たっての温室効果ガス排出の削減等への配慮	
重点PJ	森林の整備・保全の推進
連携検討PJ	3Rの推進と廃棄物の効率的な処理体制の構築
連携検討PJ	イベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減
温室効果ガス排出量削減につながる勤務体制の推進・職員研修等	
重点PJ	多様な勤務体制の推進によるワークライフバランスの確保及びエネルギー消費の抑制
重点PJ	職員に対する地球温暖化対策や脱炭素意識の向上
連携検討PJ	「デコ活」を通じた職員に対する脱炭素型ライフスタイルの奨励
目標達成のための措置の補完策	
重点PJ	再生可能エネルギー等の脱炭素電源由来の電力調達の推進

### 3 取組の内容

3つに分類したプロジェクト区分のうち、本市の行政目的達成に資するとともに、市民・事業者の規範となる先進的な取組を目指す「重点プロジェクト」を中心に詳述します。なお、その他のプロジェクトについては、今後の市政の状況変化に応じて取組の具体化の可否を判断するなど、柔軟な対応を図るものとして整理するものとします。

#### (1) 再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた取組

脱炭素先行地域内の公共施設等をはじめ、本市が保有する建築物及び土地への再生可能エネルギーの導入に当たっては、事業採算性の確保を前提としつつ、単に設置可能であるか否かではなく、導入による最大限の効果を発揮することができるよう、適正な導入手法、施設や土地の機能・規模、周辺環境などの地域特性を多角的に考慮します。併せて、設備等の耐用年数経過後における廃棄物処分時の温室効果ガス排出量についてもあらかじめ見据えることで、ライフサイクル全体での環境負荷低減を念頭に置いた、戦略的かつ効果的な活用を目指します。

##### ア 太陽光発電・蓄電池の最大限の導入（重点PJ）

(ア) 本市が保有する建築物及び土地への太陽光発電の導入に当たっては、国の掲げる目標を見据え、最大限の効果を引き出すことを目指します。導入に際しては、PPAモデル<sup>※4</sup>の活用等による初期費用・長期的な維持管理費用の最適化を図ります。さらに、施設の機能維持と両立する環境配慮、および災害時における非常用電源機能の確保といった、本市の重要課題解決にも資するよう多角的な効果を重視し検討します。

なお、太陽光発電設備の設置に関しては、市民への周知を図るとともに、導入後の発電量等の効果について表示するなど、積極的な情報公開に努めます。また、設置が不可能と判断された場合<sup>※5</sup>には、その理由を整理・記録するとともに、技術開発や経済性の変化を踏まえ、適時適切に導入の可否について見直しを行います。

※4 事業者が需要家の屋根や敷地に太陽光発電システムなどを無償で設置・運用して、需要家が発電した電気を設置した事業者から購入し、電気使用料を事業者に支払うビジネスモデル等を想定している。需要家の太陽光発電設備等の設置に要する初期費用がゼロとなる場合もあるなど、需要家の負担軽減の観点でメリットがあるが、当該設備費用は電気使用料により支払うため、設備費用を負担していないわけではないことに留意が必要。

※5 早期の売却を予定している土地、当該土地の用途から太陽光発電設備の設置が明らかに困難な場合など、設置可能性について検討を行うまでもなく設置が困難であることが明らかな場合を言う。

(イ) 太陽光発電により生じた余剰電力の更なる有効利用及び災害時のレジリエンス強化のため、蓄電池や燃料電池の導入を検討し設置ができるよう努めます。なお、蓄電池の導入については、太陽光発電設備との連携による機能的なメリットに加え、経済的合理性に基づく独立した事業採算性の観点からも検討を深めるものとします。

例えば、時間帯別電力契約における昼夜間の電力単価差に着目し、低単価時間帯の電力を蓄電し、高単価時間帯に放電して自家消費することにより、購入電力量の抑制を通じた電気料金削減効果を太陽光発電設備の有無に関わらず追求します。なお、設備の導

入に当たっては太陽光発電設備の導入等の関連性のある事業と一体的に発注するなど、設備導入効果を高めるよう配慮します。

### イ 再生可能エネルギー熱の活用（連携・検討PJ）

利用可能な地中熱や太陽熱、循環型社会の形成に貢献するバイオマス熱等の再生可能エネルギー熱を利用する冷暖房設備や給湯設備についても、建築物の規模、構造等の制約を踏まえ可能な限り幅広い導入を目指します。

### ウ ペロブスカイト太陽電池の率先導入（将来課題PJ）

今後、社会実装の段階に入るペロブスカイト太陽電池は、従来型の太陽電池では設置が困難な耐荷重性の低い屋根や建物の壁面等への導入が可能となることから、社会実装の状況（生産体制、施工方法の確立等）を踏まえながら情報収集等を継続していきます。

## （２） 建築物の建築・管理等に当たっての取組

本市が実施する建築物の新築や、安全性確保及び長寿命化のための保全改修等の事業に当たっては、長期的な維持管理・運用コストの低減及び、導入する省エネ・再エネ設備による光熱水費の削減効果を総合的に評価し、投資対効果の最大化を図ります。また、脱炭素社会の実現に向けた先導的な役割を担う事も目的とし、低コスト化のための技術開発や未評価技術の評価方法の確立等の動向を踏まえ、ライフサイクルを通じたエネルギー消費量及び環境負荷の最小化を目指します。さらに、二酸化炭素の吸着・固定の観点から、岡崎市産材を始めとした木材の積極的な活用にも配慮するものとします。

### ア 建築物における省エネルギー対策の徹底（重点PJ）

（ア） 建築物を建築・改修等する際には、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の削減を図るだけでなく、建築物本来の機能、安全性、快適性等を両立して確保・向上させる手法を検討し整備を図ります。また、国の掲げる目標を見据え、ZEB※<sup>6</sup>やZEB Readyといった水準を重要な指標としつつも、建築物の用途や規模、立地条件に応じて、建築物全体として最も効果的・経済的にエネルギー消費を削減できる手法（パッシブ技術※<sup>7</sup>、アクティブ技術※<sup>8</sup>）を選択・導入することに努めます。

※<sup>6</sup> 50%以上の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物について、その削減量に応じて、①『ZEB』（100%以上削減）、②Nearly ZEB（75%以上 100%未満削減）、③ZEB Ready（再生可能エネルギー導入なし）と定義しており、また、30~40%以上の省エネルギーを図り、かつ、省エネルギー効果が期待されているものの、建築物省エネ法に基づく省エネルギー計算プログラムにおいて現時点で評価されていない技術を導入している建築物のうち1万㎡以上のものを④ZEB Orientedと定義している。

※<sup>7</sup> 設備や機械を使わずに、主に建物の設計や構造そのものの工夫によって、自然のエネルギー（太陽光、風、地熱など）を最大限に活用したり、逆に熱や光を遮断したりする技術。

※<sup>8</sup> 建築設備機器や機械を積極的に使用して、エネルギー効率を高めたり、快適性を調整したりする技術。

(イ) 建築物を建築・改修等する際には、断熱性能の向上を始め、高効率な受電用変圧器やインバータ装置の導入、エレベーター・照明・空調などの運転制御設備の整備、電力のデマンド監視装置を活用した最大使用電力の抑制など、施設全体の電力消費効率と安定性の向上に努めます。

(ウ) 大規模・高エネルギー消費施設を中心に省エネルギー診断の実施に努めます。また、診断結果については、エネルギー消費機器や熱源の運用改善を行うとともに、施設の更新時期に合わせて ESCO<sup>※9</sup>などの手法も活用し、費用対効果の高い高効率機器の導入や対策を計画的に実行します。さらに、代表的な施設の診断結果や知見を類似施設へ展開することで全庁的な省エネルギーを促進します。

※9 事業者が、省エネルギーを目的として、庁舎の供用に伴う電気、燃料等に係る費用について当該庁舎の構造、設備等の改修に係る設計、施工、維持保全等に要する費用の額以上の額の削減を保証して、当該設計等を包括的に行う事業。

(エ) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネ法」という。）に定める省エネ基準に適合する省エネ性能向上のための措置を原則講ずるものとします。また、建築物省エネ法に基づく管理標準の作成及び、管理標準に基づいた適正な運用を実施します。

## イ 建築物の建築等に当たっての環境配慮の実施（連携・検討 PJ）

建築物の運用時に加え、資材製造から解体（廃棄段階を含む。）に至るライフサイクル全体を通じた温室効果ガスの排出削減に努めます。

具体的には、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号。以下「グリーン購入法」という。）の基本方針や、「岡崎市の建築物等の木材利用の促進に関する基本方針」を踏まえ、環境負荷の少ない建築資材（木材、HFC 不使用資材等）の使用や公共建築物の木造化・木質化に努めます。また、建設段階においては、建設廃棄物の発生抑制と適正処理、工事中の温室効果ガス排出量削減等に配慮します。さらに、水資源の有効利用のため、建築物の規模や用途に応じて節水器具の導入や雨水利用・排水再利用設備の活用を検討します。敷地環境については、緑化（屋上・壁面含む）や保水性舗装の整備などにより、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の確保、及び利用者の利便性向上等を総合的に目指します。

これらの取組は、グリーン購入法の基本方針に基づき、設計者・請負者との連携のもとで計画的に実行するものとします。

## ウ 新しい技術の率先的導入など 2050 年ネット・ゼロを見据えた取組（将来課題 PJ）

カーボンロックイン<sup>※10</sup>を防ぐため、エネルギー及び燃料の脱炭素化を図るとともに、高いエネルギー効率や優れた排出削減効果を持つ新たな技術を積極的に評価できるように情報収集等を継続して行います。

※10 経済や社会が化石燃料を中心としたエネルギーやインフラに依存し、将来的な脱炭素化を妨げる状況を指す。インフラや設備は一度設置されると長期間使われるため、これが温室効果ガス（GHG）排出の固定化を招き、持続可能な社会への移行を遅らせる要因となる。

### (3) サービスの購入・使用に当たっての取組

サービスの購入に当たっては、グリーン購入法の基本方針及び国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「グリーン契約法」という。）に基づき、環境物品等の適切な調達を目指します。また、利用可能な場合には、共同調達の実施や、シェアリング・サブスクリプションなどのサービスの活用も検討し、その使用に当たっても、温室効果ガスの排出の削減等に配慮しながら推進します。

#### ア 電動車の導入・使用（重点PJ）

公用車については、燃費効率の高さや、燃料費・維持管理費の低減といった経済的合理性の観点を踏まえ、代替可能な電動車※11がない場合等を除き、新規導入・既存の更新については積極的に電動車の導入を推奨します。

※11 電気自動車（BEV）、燃料電池自動車（FCEV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HEV）をいう。

(ア) タイヤ空気圧調整をはじめとする定期的な車両の点検及び整備を実施し、各車両の走行距離や燃費等を正確に把握することで、使用実態を精査し、車両台数の見直しを図ります。

(イ) 新規車両の導入や既存車両の更新については、公用車の使用実態を踏まえ、リースやシェアリングなどのサービスの活用を検討し、必要最小限の大きさの車両を選択する等、費用対効果及び脱炭素効果の高い利用を図ります。

(ウ) 電動車を除く車両については、エコドライブの実践や不要なアイドリングの停止など、環境に配慮した運転に努め、燃費効率の最大化を目指します。

(エ) 電動車の導入に合わせて、公共施設等への充電設備の設置について検討します。その際、平常時の利便性向上に加え、災害時における電力供給拠点としての役割を担うなど、市の行政課題の解決に配慮した整備に努めます。

#### イ 高効率空調機器の導入・使用（連携・検討PJ）

(ア) 空調設備の新設・交換時には、温室効果ガスの排出が少なく高効率な省エネルギー機器の導入を原則とします。既設設備についても、冷却性能の低下や冷媒漏洩の防止のため、定期的な点検・補修を実施し、設備の消費エネルギー効率維持を徹底するよう努めます。また、温度センサーや遮光ネットなどの補助設備の導入を図るなど、効率的な運用環境を整備していくよう努めます。

(イ) 公共施設等の特性（外気温、立地、用途など）を考慮し、適切な室温（冷房28℃程度、暖房20℃程度）となるよう運用を図ります。病院施設などの事業活動に支障が生じる場合は、可能な範囲で努めるものとします。さらに、利用可能スペースの集約化、予熱利用による運転時間の短縮、未使用期間の電源遮断を徹底するなど、無駄なエネルギー使用の削減を目指します。

(ウ) 適切な室温管理と併せて、軽装やサステナブルファッションなどの省エネルギー行動も実践します。

### ウ 高効率照明機器(LED照明)の導入・使用 (連携・検討PJ)

(ア) 照明設備の新設・交換時には、温室効果ガスの排出が少なく高効率なLED照明の導入を原則とします。また、国の掲げる目標を見据え、計画的な切替えを推進していきます。

(イ) LED照明の導入に当たっては、用途や機能性を考慮した上で、調光システムの導入も検討し、適切な照度調整を行い、必要な場所のみ点灯することでエネルギー使用量の削減を図ります。さらに、屋外照明の設置においても、上方光束が小さく省エネルギー性の高い照明器具を選択し、光害対策と省エネルギー対策を両立できるよう目指します。

(ウ) 点灯時間の縮減と適切な照度調整による節電を目指します。特に、業務に支障がない範囲における、昼休み時間帯の消灯及び夜間・時間外業務における必要最小限の点灯を徹底することで、運用時における電力消費の削減に努めます。

### エ 省エネルギー型機器の導入・使用 (連携・検討PJ)

(ア) エネルギー消費の高いOA機器や家電製品については、計画的な廃止または省エネルギー型機器への取り替えを検討します。導入に当たっては、適正な能力の機器選択や複数課での共用化、専門業者との連携を図るなど、設備の適正な運用に努めます。また、公共施設に設置する自動販売機についても、オゾン層破壊物質やHFCを使用しない省エネルギー型機器の選択に努めます。

(イ) 導入した機器の管理においては、定期的な点検、調整、清掃などを徹底し、機器本来の性能維持とエネルギー効率の低下防止に努めます。

(ウ) 機器の使用に当たっては、省エネルギーモード設定の適用などにより待機電力の削減を含めた改善を図るとともに、使用時間を縮減する等による節電を目指します。

### オ その他の取組 (連携・検討PJ)

サービスの購入・使用に当たっては、以下の取組においても温室効果ガスの削減に寄与することから、導入の難易度や費用対効果等を慎重に検討し、段階的な実施を目指すものとして努めます。

#### 主な内容

自動車利用の抑制、節水機器等の導入、リデュースの取組、リユース・リサイクル製品の率先調達、用紙類の使用量の削減、再生紙の使用、合法木材・再生品等の活用、フロン類の排出の抑制、電気機械器具からの六ふっ化硫黄の回収・破壊等、CO<sub>2</sub>吸収型コンクリートの活用など

表7：その他の取組

## **(4) その他の事務事業に当たっての温室効果ガス排出の削減等への配慮**

### **ア 森林の整備・保全の推進（重点PJ）**

本計画における排出量の算定では、森林によるCO<sub>2</sub>吸収量を控除対象としませんが、脱炭素社会の実現に向けては、森林の整備・保全活動も事務事業の重要な責務です。そこで、対象となる森林については、間伐や植樹、下刈り等の適切な整備・管理を計画的に実施し、中長期的な森林吸収量の確保と、水源涵養（かんよう）や土砂災害防止、生物多様性の確保といった森林の公益的機能の維持・向上に努めます。

また、この整備活動を「植える、育てる、使う、植える」という資源循環につなげるため、「岡崎市の建築物等の木材利用の促進に関する基本方針」等に基づき、公共建築物の新築や改修の機会を捉え、構造材から内装、備品に至るまで岡崎市産材を積極的に利活用した木造化・木質化に努めます。こうした公共建築物が木材利用のモデルケースとなる「展示効果」を発揮することで、民間建築物等への波及を図るなど、本市が率先して取り組むことで、木材による炭素貯蔵を促進するとともに、林業・木材産業の活性化による地域経済の持続的な循環に貢献します。

### **イ 3Rの推進と廃棄物の効率的な処理体制の構築（連携・検討PJ）**

環境への負荷と処理費用の低減といった観点を踏まえた3R（リデュース・リユース・リサイクル）を徹底することで、本市の事務及び事業から発生する廃棄物の削減に努めます。

また、市民・事業者へ分別方法などの周知啓発を継続することで再資源化を推進するとともに、廃棄物の効率的な処理体制を構築することで、温室効果ガスの排出量の削減に努めます。

### **ウ イベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減（連携・検討PJ）**

本市が主催または後援等するイベントの実施に当たっては、省エネルギー行動による温室効果ガスの排出削減や、J-クレジットなどを活用したカーボン・オフセット※12の検討、廃棄物の分別、減量化などを推奨するとともに、リユース製品やリサイクル製品の積極的な活用を目指します。

※12 自らの温室効果ガス排出量を削減努力し、削減が困難な排出量について、他で実現した温室効果ガス削減・吸収量を購入する等して、排出量を埋め合わせる考え方。

## **(5) 温室効果ガス排出量削減につながる勤務体制の推進・職員研修等**

### **ア 多様な勤務体制の推進によるワークライフバランスの確保及びエネルギー消費の抑制（重点PJ）**

計画的な定時退庁、休暇の取得促進、テレワークの推進、Web会議システムの活用等、多様な働き方を検討し、温室効果ガスの排出削減にもつながる効果的な勤務体制の推進を推奨します。

#### イ 職員に対する地球温暖化対策や脱炭素意識の向上（重点PJ）

職員の地球温暖化対策に関する意識の向上を図るため、職員が参加できる地球温暖化対策に関する活動や研修について、必要な情報提供を行います。

#### ウ 「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）を通じた職員に対する脱炭素型ライフスタイルの奨励（連携・検討PJ）

職員に、太陽光発電や電動車の導入を始めとするデコ活アクションの実践など、脱炭素型ライフスタイルへの転換を推進します。特に、職員の通勤においては、スマートムーブ（エコ通勤）を推奨することで、職員の環境意識の向上のみならず、健康増進や公共交通の利用促進も併せて図り、市全体への波及効果を目指します。

## （6） 目標達成のための措置の補完策

#### ア 再生可能エネルギー等の脱炭素電源由来の電力調達の推進（重点PJ）

脱炭素先行地域内の公共施設等をはじめとする本市の事務及び事業における電力調達について、目標達成に必要な排出量の補完を目的として、再生可能エネルギー電力の最大限の導入を目標とし、全庁的な排出係数の低減を推進します。この導入の推進に当たっては、財政の健全性を損なわない範囲を前提としながらも、単に経済性のみを判断基準とせず、脱炭素社会の実現に向けた行政としての責務を果たすため、再生可能エネルギー電力の導入を優先課題の一つとして追及します。なお、電力調達に際しては、地域経済の活性化や地域内エネルギーの地産地消を促進するよう配慮します。

## VI 進捗管理体制と進捗状況の公表

### I 推進体制

計画の推進、点検・評価に当たっては、庁内の地球温暖化対策を推進する会議において、その進捗状況等の共有及び対策方針の見直しを検討するとともに、計画の実効性を確保するため、各課等に環境推進員を置き、取組状況等の把握を行う体制を構築します。また、各施策等の取組や行動の徹底を図るために以下の措置を講ずることとします。

（1） エネルギー等管理システムにより、公共施設等で使用するエネルギー使用量について報告するとともに、その使用量の増減に影響を与えた具体的な要因についても遅滞なく報告するものとします。

(2) 公共施設等及び使用する設備等を新增設・廃止・更新するなど、エネルギーの使用に影響する事業等を計画・実施した場合は、事務局に報告するものとします。

(3) 事務局は、各執務室等の消灯状況や省エネルギー行動といった組織単位での独自の取組について把握することに努め、効果的な取組については横展開するなど、適切な措置を行います。また、その状況や結果に応じて改善指示・要請・公表等を行い、削減状況の進捗や手法の見直し等を図るよう努めます。

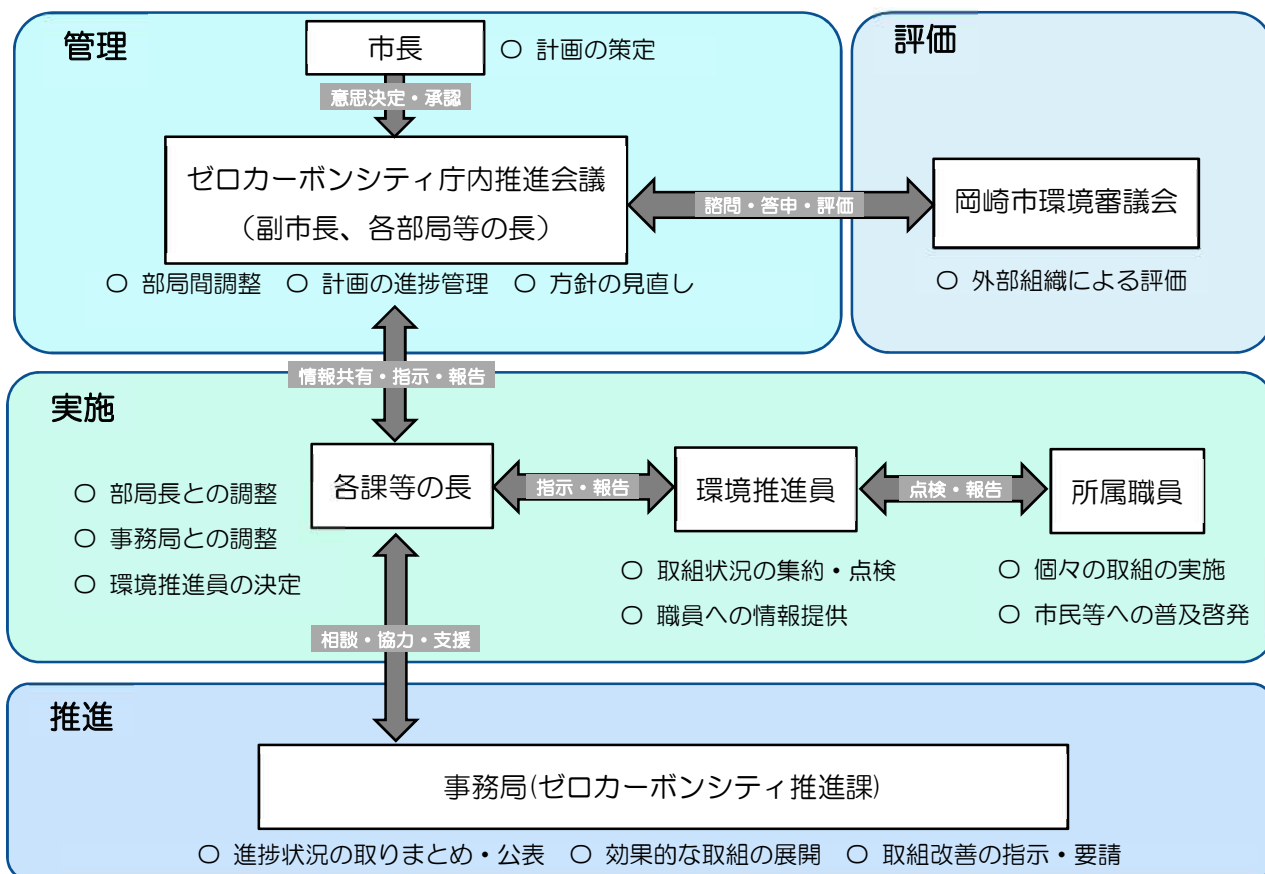


図7：推進体制

## 2 公表

進捗状況については、毎年度、市のホームページや年次報告書等の媒体を通じて広く市民に公表します。

## 3 計画の見直し

2026年度（令和8年度）から2030年度（令和12年度）までの5年間で、年度ごとの取組状況の点検結果や、社会状況等の変化を受けて、取組や目標値の大幅な変更が必要な場合は、適宜見直しを行います。

